

第13回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年7月31日（水） 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 妹尾伸二

2番 嗟峨弘巳

3番 押切秀志

4番 新井功仁恵

6番 阿部栄子

7番 篠原弘

8番 齋藤晃佳

9番 谷口正明

10番 宮崎義幸

11番 工藤均

12番 百々栄二

13番 白川英之

4 出席職員 3名

事務局長 酒井美和子

農政係長 埴見堅

農地係 前田一成

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 農地法第 6 条の 2 の規定に基づく農地所有適格法人以外の者の報告について |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 目標地図素案作成について |
| 日程第 13 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第13回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長

おはようございます。

本日は、第13回総会に出席いただきありがとうございます。梅雨末期の大雨により東北地方では大変な災害に見舞われているところもあります。お見舞い申し上げます。

私たちの地方では、ここ数日暑さへの中休み状態です。今週末からまた暑さが舞い戻ってくる予報が出ておりますので、体調を崩さないよう十分注意してください。

私たち農業委員として一年が経ちました、一期目の農業委員さんも、活動の流れを大体把握されたと思います。地道な活動ではありますが、農地法に基づいた許認可を審議する重要な機関ですので、研鑽を積んでいただき委員会活動に参加くださいますよう、お願いしたいと思います。

本総会には、報告が1件と議案が6件の提案をさせていただいております。

慎重審議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、11番工藤委員、12番百々委員を指名いたします。

つづきまして

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務について御報告申し上げます。

6月26日～27日「一般社団法人 北海道農業会議第97回総会及び第45回北海道農業者年金協議会総会」が札幌市で開催され、白川会長が出席しております。

7月2日「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律に関する Web 説明会」がオンライン開催され、私が受講しております。

7月2日「令和6年度相続登記の義務化と所有者不明農地制度研修会」がオンライン開催され、私と埴見係長が受講しております。

7月4日～6日「令和6年度市町村農業委員会事務局長研修会」が札幌市で開催され、私が出席しております。

令和6年6月5日に「改正 食料・農業・農村基本法」が公布・施行され、これに併せて農地法等の農地関連法も改正され、農地法については、地域計画エリア内の農用地区域からの除外を制限するなど、農地転用に対する措置が強化されていくこととなります。

また、令和元年10月以降に連続して発生した農業委員の不祥事を受け、同年の開催された全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくこととなりましたが、今年度においても引き続き対応をお願いしたい旨の申し伝えがありましたので、来月以降の総会で提案をさせていただく予定であります。

7月10日～12日「農業委員会サポートシステム・ワンデスクシステム等操作研修会」が札幌市で開催され、埴見係長が出席しております。

研修会では、サポートシステムの基本操作や地域計画に基づいた現状地図や目標地図の作成手順などについての研修が行われております。

7月12日「令和6年度浜中町ノコベリベツ川水害対策連絡会議」が茶内コミュニティセンターで開催され、前田主事が出席しております。

7月17日「令和6年浜中町議会臨時会」が役場本庁で開催され、私が出席しております。

7月18日「農地評価に係る農地部会現地調査」を〇〇〇〇で実施し、農地部会委員6名、事務局3名で調査を行っております。対象地については、〇〇〇〇氏所有の土地でございますが、売買による申出があったことから現地調査を行っております。詳細については、報告第1号と議案第5号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

7月22日「浜中町農業後継者対策推進協議会役員会及び定期総会」が浜中町農協酪農技術センターで開催され、白川会長と埴見係長が出席しております。

7月23日「農地転用に係る現地調査」を〇〇〇〇〇ほか全3地区で実施し、妹尾委員、嵯峨委員、工藤委員、事務局2名で現地調査を行っております。

対象地については、〇〇〇〇〇と〇〇〇〇氏所有の土地でございますが、〇〇〇〇〇〇がバンカーサイロを建設するための現地確認でございます。詳細については、議案第1号及び議案第2号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

また、〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇で実施しました現地調査につきましては、今月総会に諮る予定でしたが、来月以降の提案となります。

ージから4ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから報告第1号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。

また、同条第2項及び第3項の規定では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は1件の許可申請でございますが、整理番号1の申請者は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、農業用施設を建設するため、関係農地〇筆、面積〇, 〇〇〇. 〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、妹尾委員、嵯峨委員、工藤委員、事務局2名により、7月23日に実施しております。

なお、本案については北海道知事の許可事案となることから、別記第2号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

前 田 主 事

議案第1号についての詳細説明をさせていただきます。

議案9ページ、関係資料5ページをお開き下さい。申請者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっておりまして。

今回の転用ですが、複数の所有者の農地や、非農地部分にまたがってバンガーサイロを建設する予定であり、こちらの4条申請と、議案2号の5条申請の2つに分かれて申請されております。

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況について、土地の所在地は9ページに記載のとおりですが、〇番は〇〇〇〇さん、〇〇〇番は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の所有地となっております。所在地の場所は関係資料5ページをご確認ください。

2 転用計画について、転用計画としては農業用施設建設（※バンガーサイロ）として永久転用となっております。※については10ページ下段に備考として記載しています。「※バンガーサイロについて、転用範囲外にまたがって建設、範囲外の建設場所は以前に農地から外している、農地と非農地にまたがって建設されるため備考を記載、面積の詳細は18ページの施設面積求積図に記載となっております。」

10ページ、(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要について、工事期間は許可日から令和〇年〇月〇〇日までとなっております、バンガーサイロ3棟を建設予定です。

3 資金調達についての計画について、事業費はバンガーサイロ、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となっております、こちらは全額自己資金で対応する予定です。

4 申請に係る農地と一体として転用事業の目的に供する農地以外の農地がある場合は、その土地の表示、状況及び転用目的に供する見込みの農業等について、農地以外の土地については下記に記載のとおりで、それぞれ転用事業の目的に供することに問題はございません。

11ページは省略し、12ページに移ります。農地法売渡は該当なし、農地法適用関係は令和〇年〇〇月〇〇日より農地法第3条使用貸借となっております。土地改良事業等は該当なし、農業振興地域整備計画との関係はどちらも地域内となります。経営農用地、家畜頭数等は記載のとおりです。13ページに移ります。総合意見として、現有施設との効率利用を考慮すると、転用はやむを得ないと判断するに至りました。14, 15ページの意見書につきましては記載のとおり、22ページの施設配置図に移ります。施設配置図ですが転用申請地は〇, 〇〇〇. 〇㎡、転用範囲内のバンガーサイロは〇, 〇〇〇. 〇〇〇㎡のうち〇〇〇. 〇〇㎡、エプロンは〇〇〇. 〇〇〇㎡の内〇〇〇. 〇〇㎡となっております、面積の根拠については17

ページの転用面積求積図、18ページの施設面積求積図をご確認ください。

以上で議案第1号の詳細説明を終了いたします。

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。

調査委員の方々、何かありませんか。

各委員

(なしの声)

議長

特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第5条第1項では、「農地を農地以外のものにするため、または採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項の本文に掲げる権利を設定し、または移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けなければ ならない。」とする転用のための権利移動の制限が規定されており、これによる農地転用許可を受けようとする者は、申請書を農業委員会に提出し、申請を受けた農業委員会は、その申請書に意見を付して、農林水産省令で定める期間内に都道府県知事に進達することとなっております。

また、農業委員会が都道府県知事に意見を述べようとするときは、あらかじめ都道府県農業会議への意見聴取が必要とされており、30アールを超える農地転用の意

見聴取は「必須」、30アール以下の農地転用の意見聴取は「任意」とされておりますが、北海道においては、30アール以下の農地転用についても、原則として農業会議へ意見聴取することとしております。

本案は1件の許可申請でございますが、申請者は西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇で、農業用施設建設のため、〇〇〇〇氏所有地、関係農地〇筆、〇、〇〇〇.〇〇㎡を所有権移転し、永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、妹尾委員、嵯峨委員、工藤委員、事務局2名により、7月23日に実施しております。

なお、本案は北海道知事の許可事案となっておりますことから、別記第2号様式で定める意見書を付して送付しようとするものでございます。

以上、本案に関する提案理由を申し上げましたが、概略につきましては前田主事より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

前 田 主 事

議案第2号についての詳細説明をさせていただきます。

議案20ページ、関係資料5ページをお開き下さい。土地の譲渡人は〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっております。今回は売買の5条申請となっております。

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況について、土地の所在地は20ページに記載のとおり。所在地の場所は関係資料5ページをご確認ください。21ページに移ります。

2 権利を移転しようとする契約の内容について、権利の存続期間は許可日から永久となります。

3 転用計画について、転用計画としては農業用施設建設（※バンガーサイロ）として永久転用となっております。※バンガーサイロについて21ページ下段と、22ページ下段に備考を記載しておりますが、内容は議案第1号と同様ですので省略します。

(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要について、工事期間は許可日から令和〇年〇月〇〇日までとなっております、バンガーサイロ3棟を建設予定です。22ページに移ります。

4 資金調達についての計画について、事業費はバンガーサイロ、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円となっております、こちらは全額自己資金で対応する予定です。

5 申請に係る農地と一体として転用事業の目的に供する農地以外の農地がある場合は、その土地の表示、状況及び転用目的に供する見込みの内容等については農地以外の土地については下記に記載のとおり、それぞれ転用事業の目的に供することに問題はありません。

23ページは省略し、24ページに移ります。農地法売渡は該当なし、農地法適用関係は令和〇年〇月〇〇日より農地法第3条使用貸借となっております。土地改良事業等は該当なし、農業振興地域整備計画との関係はどちらも地域内となります。経営農用地、家畜頭数等は記載のとおりです。25ページに移ります。総合意見として、現有施設との効率利用を考慮すると、転用はやむを得ないと判断するに至りました。26、27ページの意見書につきましては記載のとおりとなっておりますのでご確認ください。28、29ページに移ります。

今回は売買の5条申請のため、売買契約書を添付しております。

不動産の表示は31ページに記載の西円朱別西〇〇線〇番〇、〇番〇の〇筆で、売買代金は29ページに記載の〇〇〇、〇〇〇円となっております。

以上で議案第2号の詳細説明を終了いたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

各委員 (なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第2号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告
についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、
提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

(〇〇委員、〇〇委員退席)

それでは、これから議案第3号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

それでは、次に整理番号3について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に整理番号4について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に整理番号5について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に整理番号6について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

3番押切委員

押 切 委 員 事業の種類で生乳、乳製品の製品加工及び販売と表示しているが資料では、牧草と表示しているがどうか。

事 務 局 定款から生乳、乳製品の製品加工及び販売と表示していますので、事業者より提出してもらう時に記載事項について、正しく記載いただくように指導いたします。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます
次に、討論を省略し、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 農地法第6条の2の規定に基づく農地所有適格法人以外の者の報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号 農地法第6条の2の規定に基づく農地所有適格法人以外の者の報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条の2第1項では、「農地所有適格法人以外の法人で、農地法第3条第1項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者は、農地の利用状況について、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、報告を受けた農業委員会は、農地を適正に利用しているかを確認するものとされております。

今回報告される農地所有適格法人以外の法人の所有する農地は、解除条件付き貸借で、農地を適正に利用していない場合は、勧告することができることとなっております。

本案は、1件の報告でございますが、

整理番号1は、釧路市星が浦大通〇丁目〇番〇〇号、〇〇〇〇 〇〇でございます。

いずれも別記様式「農用地の利用状況報告書」に記載のとおり、農地を適正に利

用しているものと思われますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明するも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第4号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

12番百々委員

百々委員 作付け面積の単位なんですど、面積〇〇、〇〇〇㎡は分かりますが〇〇.〇とは単位はなにか。

事務局 〇〇反となります。〇〇、〇〇〇㎡区画のうち〇〇反の牧草地となります。

議長 ほかに質疑ございませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

事務局 長

議案第6号 目標地図素案作成について、提案の理由をご説明申し上げます。

町では、平成24年より人・農地プランを作成し公表しております。これは、農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、当該地域における農業の将来の在り方などを明確化し、農地中間管理事業の円滑な推進を図るための手段として位置付けられているところです。

令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法等の一部改正により人・農地プランが地域計画と称され法定化されました。本計画は、地域における農業の将来の在り方等について、協議の場を設け、その結果を踏まえ、農用地の効率かつ総合的な利用を図るため、令和7年3月末までに「地域計画」を策定することが国から求められております。

農業経営基盤強化促進法第20条第1項の規定では、「市町村が地域計画を定めようとするときは、農業委員会に対し、地域計画のうち地図の素案を作成し、市町村に提出を求めるものとする。」と定められており、これを受けて農業委員会では、町から地域計画の目標地図素案の提出を求められておりました。

また、同法第2項では「第1項の規定による求めを受けた農業委員会は、当該求めに係る区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向その他の当該農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、地図の素案を作成するものとする。」とされており、この度委員皆様のご協力をいただきながら素案の作成をいたしました。

つきましては、この目標地図素案を町へ提出するものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げますが、詳細につきましては農政係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(詳細説明するも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第6号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第6は、原案のとおり可決されました。	
		日程第13 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。	
事	務	局長	次回総会について、8月30日、金曜日、午前12時30分からを提案します。
議	長	事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、8月30日、金曜日、午前12時30分からということによろしいでしょうか。	
各	委	員	(異議なしの声)
議	長	異議がないようなので、次回総会日程については、8月30日、金曜日、午前12時30分からに決定いたしました。	
		以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。 これで、第13回浜中町農業委員会総会を終了いたします。 御苦労さまでした。	

閉会時刻 午前12時30分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 白川英之

浜中町農業委員会 11番 工藤均

浜中町農業委員会 12番 百々栄二